



2022 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 森永製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 栄二郎
(コード：2201、東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 岡本 奈津子
(TEL. 03-3456-0150)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 29 日開催予定の第 174 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等のインターネットによる開示の規定(現行定款第 16 条)は、電子提供制度の導入後においては不要となるため、これを削除するものであります。
 - ② 変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を定めるものであります。
 - ③ 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株主総会における議決権の不統一行使に関する会社に対する通知について、電磁的方法によることを可能とすべく、当該通知は書面により行わなければならない旨を定める現行定款第 19 条(議決権の不統一行使)の規定を削除するものであります。
- (3) 上記(2)の変更に伴い、必要な条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日(予定)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネットによる開示)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットによる開示により提供することができる。</u></p> <p><新設></p> <p><u>(議決権の不統一行使)</u></p> <p>第19条 会社法第313条第2項に定める通知<u>(議決権の不統一行使に係る通知)</u>は、<u>書面をもって行わなければならない。</u></p> <p>第20条～第45条(省略)</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><削除></p> <p>第19条～第44条(現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第16条(株主参考書類等のインターネットによる開示)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日</u></p>

	<p><u>から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主参考書類等のインターネットによる開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--